

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第26号

亀山市消防本部組織規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部組織規則（平成30年亀山市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
課	グループ	分掌事務	課	グループ	分掌事務
消防総務課	[略]	[略]	消防総務課	[略]	[略]
	消防救急グループ	[（1）～（12）略] [（13）を削る。]		消防救急グループ	[（1）～（12）略] <u>（13）防火診断の企画及び運用に関すること。</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。